

令和 3 年度がん対策の取組状況について

1. がん予防

- (1) がんの 1 次予防の推進
- (2) がんの早期発見の推進 (2 次予防)
- (3) がんの教育・県民運動

2. がん医療の充実

- (1) 医療機関の整備と医療連携体制の構築、医科歯科連携の推進
- (2) 手術療法、放射線療法、薬物療法免疫療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- (3) 小児がん、AYA 世代のがん対策
- (4) がん登録の推進

3. がんとの共生

- (1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- (2) 相談支援および情報提供の充実
- (3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援、在宅医療の推進
- (4) がん患者の就労支援を含めた社会的な問題
- (5) ライフステージに応じたがん対策

4. 基盤整備

- (1) がん研究の推進
- (2) がん医療を担う人材の育成

1 (1) がんの1次予防の推進

1. 三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）

多くの県民の皆さんが一日の大半を過ごす職場での健康づくりが重要であることから、企業における主体的な健康経営^(※)の取組を推進するため、がん検診・がん精密検診の受診勧奨等の取組を評価項目とする「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定制度を令和2年に創設しました。今年度は、令和3年7月に191企業を認定しました。

また、認定企業に対して、健康経営を加速させる健康づくりの取組を行う経費の一部を補助するとともに、令和3年10月に優れた健康経営を実践している7企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰しました。

(※)「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

2. 三重とこわか健康マイレージ事業

平成30年7月から「三重とこわか健康マイレージ事業」を開始し、県内全市町や企業と連携して、がん検診の受診など県民の皆さん自らが主体的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりに取り組んでいます。

令和3年12月末現在、取組協力事業所は158か所、特典協力店は1,117店舗となり、社会全体で健康づくりの動機づけと継続を支える仕組みを推進しています。

3. 県民健康の日における啓発

「県民健康の日（9月7日）」に際し、新聞折込や県のホームページを通じて発信される「県政だよりみえ」9月号において、「ながら」「スキマ時間」運動の紹介や野菜をたっぷり使ったレシピの紹介等により、健康づくりに取り組むよう呼びかけました。

また、県庁舎等においてパネル展示を行いました。

4. 受動喫煙対策

改正健康増進法の内容について周知・啓発を行いました。また、世界禁煙デー及び禁煙週間に合わせ、チラシやポスターを関係機関へ配布するとともに、県庁舎等にてパネル展示を行いました。

1 (2) がんの早期発見の推進 (2次予防)

1. がん検診の精度管理調査

がん検診は、受診率の向上と併せて検診の精度の質を確保することが極めて重要です。このため、がん検診の実施主体である市町及び検診実施機関に対して、がん検診精度管理の状況調査を実施しています。なお、調査結果についてはホームページで公開しています。

(1) 市町調査結果

令和2年度と令和元年度の評価結果を市町数で比較すると、集団検診では、全がん種でA評価が延べ1市町 (R1:1市町) の他、B評価は延べ57市町 (R1:52市町) とB評価が増加しています。個別検診では、全がん種でA評価が延べ2市町 (R1:0市町) の他、B評価が延べ16市町 (R1:17市町) とやや改善しています。一方、全がん種でF評価は、集団検診では延べ4市町 (R1:4市町)、個別検診では延べ19市町 (R1:13市町) と増加しているため、さらなる精度管理の質を確保するための取組が必要です。

表1. 市町評価結果

| 評価 | 乳がん | | 子宮頸がん | | 大腸がん | | 胃がん | | 肺がん | | 累計 | |
|----|-----|----|-------|----|------|----|-----|----|-----|----|----|----|
| | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 |
| A | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| B | 13 | 4 | 13 | 5 | 10 | 2 | 9 | 3 | 12 | 2 | 57 | 16 |
| C | 11 | 7 | 10 | 7 | 10 | 5 | 10 | 2 | 12 | 4 | 53 | 25 |
| D | 1 | 4 | 1 | 5 | 2 | 2 | 1 | 3 | 1 | 1 | 6 | 15 |
| E | 3 | 7 | 3 | 5 | 3 | 8 | 4 | 6 | 3 | 4 | 16 | 30 |
| F | 1 | 5 | 1 | 6 | 1 | 4 | 0 | 1 | 1 | 3 | 4 | 19 |
| — | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 8 | 5 | 14 | 0 | 15 | 8 | 38 |

○評価指標

| | 項目数 |
|---------------------------------|-------|
| ・ 検診対象者の情報管理 | 3 |
| ・ 受診者の情報管理 | 2 |
| ・ 受診者への説明、及び要精検者への説明 | 2 |
| ・ 受診率の集計 | 4～8 |
| ・ 要精検率の集計 | 4 |
| ・ 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨 | 6 |
| ・ 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応的中度の集計 | 17～21 |
| ・ 地域保健・健康増進事業報告 | 5 |
| ・ 検診機関 (医療機関) の質の担保 | 7 |

(2) 集団検診実施機関調査結果

令和2年度と令和元年度の評価結果を機関数で比較すると、全がん種でA評価が延べ34機関（R1：28機関）と改善傾向にあります。

表2. 検診実施機関評価結果

| 評価 | 乳がん | 子宮頸がん | 大腸がん | 胃がん | | 肺がん | 類型 |
|----|-----|-------|------|-------|-----|-----|----|
| | | | | エックス線 | 内視鏡 | | |
| A | 6 | 5 | 6 | 8 | 2 | 7 | 34 |
| B | 1 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 | 8 |
| C | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| D | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○評価指標

| | 項目数 |
|--|-----|
| ・受診者への説明 | 6～7 |
| ・システムとしての精度管理 | 5～6 |
| ・乳がん検診項目 問診および撮影の精度管理、乳房エックス線読影の精度管理 | 11 |
| ・子宮頸がん検診項目 検診機関での精度管理、細胞診判定施設での精度管理 | 17 |
| ・大腸がん検診項目 検査の精度管理、検体の取り扱い、 | 10 |
| ・胃がん検診（胃部エックス線）項目 問診、胃部エックス線撮影の精度管理、胃部エックス線読影の精度管理 | 14 |
| ・胃がん検診（胃内視鏡）項目 問診、胃部内視鏡検査の精度管理、胃内視鏡画像の読影の精度管理 | 9 |
| ・肺がん検診項目 質問（問診）、及び撮影の精度管理、胸部エックス線読影の精度管理、 喀痰細胞診の精度管理 | 25 |

2. 市町およびがん検診実施機関への対応

平成28年度に事業評価のためのチェックリストが大幅に改定され、市町用チェックリストは調査項目が増加しました。調査結果は概ね改善傾向にはありますが、今後とも、がん対策担当者会議等を通じて市町へ情報を発信し、チェックリストの周知徹底、適切ながん検診の実施および精検受診率向上のための取組を促します。

また、がん検診の委託先である検診実施機関に対し、精度管理を適切に実施するように求めていくなど、引き続き、がん検診の精度向上に向けた取組を推進します。

1 (3) がんの教育・県民運動

1. これまでのがん教育の状況

本県では、医療保健部医療政策課と県教育委員会保健体育課が連携し、平成 26 年度からがん教育に取り組んできました。平成 26～令和 3 年度までの 8 年間で、小・中・高等学校で延べ 67 校、約 5,500 人超の児童・生徒にがん教育の授業を実施しました。



| | |
|----------|---|
| 平成 26 年度 | <p>小学生向けの教材作成 小学校 2 校 (104 名) でモデル授業を開始。</p> <p>教材作成及び授業の講師派遣は三重大学医学部附属病院の協力を得て実施。がん経験者の講師は三重県がん相談支援センターが患者会等に依頼。</p> |
| 平成 27 年度 | <p>小学校 4 校 (275 名) でモデル授業を実施。中学生向けの教材を作成し、中学校 2 校 (112 名) でもモデル授業を開始。</p> |
| 平成 28 年度 | <p>小学校 2 校 (139 名)、中学校 6 校 (1,172 名) でモデル授業を実施。</p> <p>県教育委員会が中学校教員用指導教材を作成し公立中学校に配布。教員向け研修会についても開催。</p> |
| 平成 29 年度 | <p>小学校 2 校 (98 名)、中学校 6 校 (633 名) でモデル授業を実施。三重大学医学部附属病院に加え、各拠点病院等からも講師派遣の協力開始。</p> <p>県教育委員会が教員向け研修会を開催。</p> |
| 平成 30 年度 | <p>小学校 7 校 (275 名)、中学校 4 校 (928 名) でモデル授業を実施。高等学校 2 校 (164 名) でもモデル授業を開始。</p> <p>県教育委員会が教員向け研修会を開催。</p> |
| 令和元年度 | <p>小学校 7 校 (237 名)、中学校 8 校 (765 名)、高等学校 1 校 (226 名) でモデル事業を実施。</p> <p>県教育委員会が教員向け研修会を開催。</p> |
| 令和 2 年度 | <p>小学校 7 校 (255 名)、中学校 2 校 (284 名) で医療関係者やがん経験者を講師として派遣し、がん教育を実施。</p> |
| 令和 3 年度 | <p>小学校 2 校 (84 名)、中学校 3 校 (229 名) で医療関係者やがん経験者を講師として派遣し、がん教育を実施。</p> |

2. 今後のスケジュール

学習指導要領の改訂に伴い、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、高等学校は令和4年度から、がん教育の授業が全面実施される予定です。このため、各市町の教育委員会及び各学校が主体となりがん教育の授業を実施することができるよう、外部講師依頼先名簿の作成等の体制整備を行います。

なお、三重県におけるがん教育の内容や実施方法等については、県教育委員会の「がんに関する教育協議会」において検討を進めます。

○がん教育に関する政府と文部科学省のスケジュール

| | 2017年度 平成29年度 | 2018年度 平成30年度 | 2019年度 令和元年度 | 2020年度 令和2年度 | 2021年度 令和3年度 | 2022年度 令和4年度 |
|-------|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 政府 | がん対策基本法（平成28年12月16日改正）※新たにごん教育について記載 第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。 | | | | | |
| | 第3期がん対策推進基本計画【2017年度～2022年度の6年間】 （平成29年10月24日閣議決定、平成30年3月9日一部変更） 【個別目標】 国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。 | | | | | |
| 文部科学省 | がん教育の実施状況に関する全国調査 | | | | | |
| | ◆新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発 ○新学習指導要領を踏まえた教員や外部講師の質の向上。 ・教員、外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施 ○先進事例の全国への普及・啓発。 ・先進事例の紹介等を行うがん教育シンポジウムの開催 ◆地域の実情に応じたがん教育の実施 ○新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じたがん教育の取組を支援。 がん教育総合支援事業【委託事業】 ・教育委員会等によるがん教育に関する教材の作成・配布 ・学校医、がん専門医、がん経験者等の外部講師によるがん教育の実施 ・外部講師名簿作成等、活用体制の整備（2019年度～） | | | | | |
| | [委託事業] ・教育委員会等によるがん教育用教材の作成 ・専門医等の講師派遣 ・教職員用研修会の開催 など | | | | | |
| | 学習指導要領改訂関係 | | | | | |
| 小学校 | 周知・徹底 | 先行実施 | 先行実施 | 先行実施 | 全面実施(2020年度～) | |
| 中学校 | | | 先行実施 | 先行実施 | 全面実施(2021年度～) | |
| 高等学校 | 改訂 | 周知・徹底 | | 先行実施 | 先行実施 | 年次進行で実施(2022年度～) |

医師やがん経験者等を外部講師として活用し、がん教育のさらなる充実を図る

2（1）医療機関の整備と医療連携体制の構築、医科歯科連携の推進

1. 県内のがん診療連携体制

国が指定する「がん診療連携拠点病院」のうち、同一医療圏で最も優れている診療実績があることなどの要件を満たす病院である「地域がん診療連携拠点病院(高度型)」として、伊勢赤十字病院が指定されました。

また、「がん診療連携拠点病院」に準じる病院として、県が指定する「三重県がん診療連携準拠点病院」に、済生会松阪総合病院を新たに指定しました。さらに、「がん診療連携拠点病院」や「三重県がん診療連携準拠点病院」を補完する病院として、県が指定する「三重県がん診療連携病院」に、名張市立病院を新たに指定しました。

これらにより、県内のがん診療連携拠点病院は5か所、三重県がん診療連携準拠点病院は3か所、三重県がん診療連携病院は13か所となりました。(令和3年4月1日時点)

| 2次医療圏 | 構 想 区 域 | 目 標 | 現 状 | 拠点病院 | | 準拠点病院 |
|-------|------------|-----|-----|-------------|--------------|------------|
| | | | | 県 | 地域 | |
| 北勢 | 桑員 | 1 | 0 | | | |
| | 三泗 | 2 | 2 | | 市立四日市病院 | 県立総合医療センター |
| | 鈴亀 | 1 | 1 | | 鈴鹿中央総合病院 | |
| 中勢伊賀 | 津 | 2 | 2 | 三重大学医学部附属病院 | | 三重中央医療センター |
| | 伊賀 | 1 | 0 | | | |
| 南勢志摩 | 伊勢志摩 | 1 | 1 | | 伊勢赤十字病院(高度型) | |
| | 松阪 | 2 | 2 | | 松阪中央総合病院 | 済生会松阪総合病院 |
| 東紀州 | | | 0 | | | |
| 合 計 | | 10 | 8 | | | |

2. 75歳未満年齢調整死亡率

がんによる75歳未満年齢調整死亡率は、男女ともに計画策定時から全国値と同様に、年次変動をしながら概ね減少傾向で推移しています。令和2(2020)年は、男女計の年齢調整死亡率が全国で低い方から15位でした。

悪性新生物 75 歳未満年齢調整死亡率（人口 10 万対）都道府県順位

○男女計

| 順位 | 2016 | | 2017 | | 2018 | | 2019 | | 2020 | |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 全国 | 76.1 | 全国 | 73.6 | 全国 | 71.6 | 全国 | 70.0 | 全国 | 69.6 |
| 1 | 長野 | 62.3 | 滋賀 | 64.1 | 長野 | 62.5 | 長野 | 58.9 | 長野 | 57.6 |
| 2 | 山梨 | 67.6 | 長野 | 64.9 | 三重 | 64.1 | 滋賀 | 62.3 | 山梨 | 59.1 |
| 3 | 富山 | 68.3 | 福井 | 66.1 | 滋賀 | 64.6 | 福井 | 63.1 | 福井 | 60.2 |
| 4 | 三重 | 69.0 | 香川 | 67.1 | 奈良 | 65.1 | 奈良 | 63.9 | 滋賀 | 62.1 |
| 5 | 岡山 | 69.1 | 三重 | 67.4 | 富山 | 65.3 | 三重 | 64.3 | 大分 | 63.2 |
| 15 | | | | | | | | | 三重 | 66.7 |

○男性

| 順位 | 2016 | | 2017 | | 2018 | | 2019 | | 2020 | |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 全国 | 95.8 | 全国 | 92.5 | 全国 | 88.6 | 全国 | 86.0 | 全国 | 85.6 |
| 1 | 長野 | 74.8 | 長野 | 78.0 | 長野 | 76.0 | 長野 | 67.8 | 長野 | 67.9 |
| 2 | 山梨 | 83.4 | 福井 | 79.6 | 奈良 | 79.1 | 石川 | 76.8 | 山梨 | 71.5 |
| 3 | 三重 | 85.2 | 山梨 | 80.3 | 富山 | 80.0 | 滋賀 | 77.5 | 滋賀 | 76.9 |
| 4 | 大分 | 87.2 | 三重 | 82.2 | 滋賀 | 81.7 | 富山 | 77.8 | 岐阜 | 76.9 |
| 5 | 群馬 | 87.7 | 熊本 | 84.4 | 大分 | 81.8 | 福井 | 79.2 | 群馬 | 77.7 |
| 8 | | | | | 三重 | 82.9 | | | | |
| 15 | | | | | | | 三重 | 81.0 | | |
| 22 | | | | | | | | | 三重 | 84.0 |

○女性

| 順位 | 2016 | | 2017 | | 2018 | | 2019 | | 2020 | |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 全国 | 58.0 | 全国 | 56.4 | 全国 | 56.0 | 全国 | 55.2 | 全国 | 54.9 |
| 1 | 岡山 | 49.1 | 滋賀 | 44.7 | 三重 | 47.3 | 滋賀 | 47.8 | 福井 | 42.5 |
| 2 | 富山 | 50.3 | 奈良 | 49.2 | 徳島 | 47.4 | 福井 | 47.9 | 大分 | 47.1 |
| 3 | 長野 | 50.6 | 富山 | 50.0 | 島根 | 47.7 | 山形 | 48.0 | 山梨 | 47.5 |
| 4 | 香川 | 52.4 | 徳島 | 50.1 | 滋賀 | 48.5 | 三重 | 49.4 | 長野 | 48.1 |
| 5 | 群馬 | 52.7 | 香川 | 50.1 | 福井 | 48.8 | 奈良 | 50.5 | 滋賀 | 48.3 |
| 7 | 三重 | 53.8 | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | 三重 | 50.8 |
| 18 | | | 三重 | 53.8 | | | | | | |

3（2）相談支援および情報提供の充実

1. がん相談支援体制

各拠点病院等には、病院内のがん患者をはじめ、他院の患者や医療機関からの相談に対応する窓口として、がん相談支援センターが設置されています。

【がん相談支援センター（窓口）を設置している病院】

（県拠点）三重大学医学部附属病院

（地域拠点）市立四日市病院、鈴鹿中央総合病院、松阪中央総合病院、伊勢赤十字病院

（準拠点）三重県立総合医療センター、三重中央医療センター、済生会松阪総合病院

（連携病院）桑名市総合医療センター、いなべ総合病院、もりえい病院、四日市羽津医療センター、鈴鹿回生病院、藤田医科大学七栗記念病院、岡波総合病院、上野総合市民病院、名張市立病院、松阪市民病院、市立伊勢総合病院、尾鷲総合病院

また、本県では、病院外における相談窓口として「三重県がん相談支援センター」を設置しており、地域のがん患者や一般県民等からの相談に応じています。「三重県がん相談支援センター」では、相談対応の他、県内各地域におけるがんサロンの開催や、サポーター養成研修の実施、三重県で過ごすがん患者に必要な情報を取りまとめた冊子である「三重県の療養情報」の作成など、がん患者への支援のための様々な取組を行っています。



がん相談支援センター

2. がん相談支援センターの利用促進

各拠点病院等のがん相談支援センターが設置され、がん患者に対して相談支援を実施する体制整備が進んでいます。また、がん相談支援センターの認知度は高まりつつありますが、利用率はあまり高くないという調査結果もあります。がん患者が必要な支援を受けられるよう、がん相談支援センターの周知を引き続き進めていく必要があります。

3（4）がん患者の就労支援を含めた社会的な問題

1. がん患者の就労に関する状況

20歳から65歳までの就労世代におけるがん罹患者数は増加傾向にあります。また、がん医療の進歩により、5年相対生存率は年々上昇しており、がん患者が働きながらがん治療を受けられる可能性が高まってきています。一方、がんの診断を受けたときに仕事をしてきた人のうち、約2割が退職、廃業しているという調査結果もあり、がん患者の治療と仕事の両立を支援していく必要があります。

2. 就労支援に関する法律等

平成28年12月にがん対策基本法が改正され、事業主が、がん患者の雇用継続等に配慮する旨の努力規定が盛り込まれました。また、平成29年には「働き方改革関連法案」が成立し、「治療と仕事の両立支援」について、労働局等でも様々な取り組みが進められています。

3. がん患者の就労支援

がん患者の就労支援については、がん相談支援センターによる相談や産業医などによる復職に向けた支援が行われている他、「両立支援コーディネーター」や「就職支援ナビゲーター」等による支援が行われているところです。

がん患者を雇用する企業においては、がんを正しく理解し、治療と仕事の両立を可能とする社内制度を整備することが重要であることから、企業に対してがん患者の就労支援の必要性を周知していく必要があります。

県においても、がんを治療しながら就労が継続できるよう、社会保険労務士による相談や、就労支援に係る企業への啓発を行っています。

また、三重労働局においては、県や医療関係者、労使各団体等からなる「三重県地域両立支援推進チーム」や、県内の拠点病院や公共職業安定所等が参加する「長期療養者就職支援担当者連絡協議会」等を立ち上げ、県内の就労支援の方策や周知の方法等について検討を進めています。



3 (5) ライフステージに応じたがん対策

1. 小児・AYA世代のがん患者の状況

- ・小児・AYA世代のがん患者およびがん経験者の就学について、三重大学医学部附属病院に入院している小中学生の他、高校生についても、令和4年度からかがやき特別支援学校高等部へ転入できるよう検討しています。
- ・若年がん患者が妊孕性を温存した治療を選択できるよう、治療に伴う生殖機能への影響等、治療前に正確な情報提供が行われる必要があります。

2. 小児・AYA世代のがん患者への支援

- ・三重大学医学部附属病院に入院している高校生に対して、ICT機器を活用した遠隔授業の実施などに取り組んでいます。
- ・県拠点病院を中心に、「三重がん生殖医療ネットワーク」が構築され、院内勉強会やセミナー等の開催、パンフレットの配布など、啓発活動に取り組んでいます。本県では、令和元年度から「三重県がん患者妊孕性温存治療費助成事業」を新たに開始し、妊孕性温存を希望するがん患者を支援しています。令和3年度からは「三重県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」として引き続き治療費の助成を行うとともに、妊孕性温存療法の普及・啓発に取り組んでいます。

**がん治療による放射線治療・抗がん剤治療は精巣や卵巣に大きな影響を与えます！
将来の妊娠を希望される場合は、妊孕性温存療法をお勧めします。**

抗がん剤治療・放射線治療は、精子や卵子に大きなダメージを与え、精子や卵子が全く無くなってしまふこともあります。

妊娠の可能性を残す妊孕性温存療法にはいくつかの方法があり、それぞれの方に合った方法で行います。詳しくは、主治医より妊孕性温存療法実施医療機関へご紹介のうえ、ご相談ください。

治療費の助成制度があります。
※ 令和3年4月から助成内容を拡充しました


妊孕性温存療法は自費診療であり、これからがん治療でお金がかかる状況では大きな負担になります。

三重県では、がん治療前に妊孕性温存療法を受ける方に対して治療費の助成を行っています。

申請方法等、詳しくは三重県ウェブサイト(三重県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業のページ)をご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KDDMMK/HP/m0330400068.htm>

・妊孕性温存療法は自費診療になります。
・方法により金額が異なるため、詳しくはご相談ください。
・がん治療の担当医から、妊孕性温存療法実施医療機関への紹介が必要です。
・急を要する場合には、まず電話などでご連絡ください。
・以下のホームページをご参照ください。



三重がん生殖医療ネットワーク 検索

問合せ先

【治療に関すること】
三重がん・生殖医療ネットワーク
(三重大学医学部附属病院産科婦人科 高度生殖医療センター内)
〒514-8507 津市江戸橋2丁目174番地
TEL: 059-232-1111 (病院代表)
診察日: 月曜日～金曜日

【助成に関すること】
三重県子ども・福祉部子育て支援課
〒514-8570 津市広町13番地
TEL: 059-224-2248

「がん治療」の後にも
子どもを授かるために

将来子どもをもつことを望む方のための治療があります。
お1人で悩まずに、気軽にご相談ください。